

## 仙台市職員共済組合 オープンカウンター方式による見積り合わせ実施（試行）要領

### （目的）

**第1条** この要領は、仙台市職員共済組合（以下、「当組合」という。）が発注する物品の購入、印刷の請負、役務の提供その他（以下、「物品の購入等」という。）を随意契約によって行うことができる場合において、見積り合わせを行う際の取扱いについて、必要な事項を定める。

### （定義）

**第2条** この要綱において「オープンカウンター方式」とは、物品の購入等に係る随意契約において契約の相手方を特定せず、案件を公開し、一定の資格を有する契約希望者から見積書を徴取し、契約の相手方を決定する方式をいう。

### （対象）

**第3条** オープンカウンター方式の対象となる物品の購入等に係る契約の案件は、1件の契約に係る予定価格が10万円以上150万円以下（印刷については、200万円以下）の案件とする。

ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、オープンカウンター方式の対象としない。

- (1) 納入期限までの期間が短く、十分な見積期間が確保できないと認められるとき。
- (2) 特定の技術やノウハウが必要であるため、契約の相手方を特定する必要がある場合等、契約の性質または目的により競争に付することが不適当と認められる場合
- (3) 予定価格が少額であるため、競争的調達よりも契約締結の迅速化、事務負担やコストの削減が優先されると認められる場合
- (4) 前3号に掲げるもののほか、オープンカウンター方式による物品の購入等が不適当であると判断されるとき。

### （参加者の資格）

**第4条** オープンカウンター方式に参加できる者は、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること
- (2) 仙台市競争入札参加資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登録されている者であること。
- (3) 案件公開から見積書提出期限までの間において、仙台市が定める「有資格業者に対する指名停止に関する要綱」に基づく入札参加停止等の措置を受けている期間が存在しない者であること。

### （対象案件の公開）

**第5条** オープンカウンター方式の対象となる案件の公開と事業者の募集は、当組合の運営するホームページへ（以下、単に「ホームページ」という。）の掲載により行う。

2 公開する事項は、案件名称、仕様、納入期限その他必要な事項とする。

### （質疑書の提出等）

**第6条** オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者が、仕様等に関して質疑があるときは、案件ごとに示す期間内に、質疑書を、電子メール又は持参の方法により、当組合あて提出することができる。

- 2 質疑書に対する回答は、質疑書の提出期限の日から起算して、原則3日以内（当組合の業務を閉じている日を除く。）にホームページに掲載するものとする。
- 3 前2項にかかわらず、この方法による質疑と回答を行う暇のないときにあっては、これを電話による連絡等に代える、あるいは適宜省略することができるものとする。

#### （見積書の提出）

**第7条** オープンカウンター方式による見積合せに参加しようとする者は、案件ごとに定める期間内に、見積書を原則持参の方法により提出しなければならない。

- 2 案件により、郵送又は特定信書便事業者による提出も認めるが、提出期限までに到達しなかった見積書は無効とする。なお、当面電子メールによる提出は、本制度の試行期間中は認めないこととする。
- 3 見積書の様式は各々が独自に定める様式等、任意とするが（案件により、様式及び記載方法等を別途示している場合は、それによるものとする。）、見積書に記載する金額は、税抜き価格、消費税額及び税込価格を記載しなければならないものとする。
- 4 見積書への押印は、当該書面の真正性を担保するために当面これを実施することとする。この場合、印鑑は原則社印で足りるものとする。
- 5 提出した見積書の書換え、引換え又は撤回は認めない。

#### （見積合わせ）

**第8条** 見積合わせに参加する者は、独占禁止法に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 見積合わせは、原則、見積書の提出期限の翌日にこれを非公開で行う。
- 3 見積書の提出期限までに見積書の提出がないとき、又は予定価格の制限に達しない価格の見積りがないときは、原則として再度の見積依頼の公示又は見積書の提出者に対して再度の見積依頼を行うが、それが困難な場合等においては、当組合が選定した者へ見積りを依頼することができるものとする。
- 4 見積書を提出した者が1名のみであった場合でも、有効な見積合わせとする。

#### （見積書の無効）

**第8条** 次の各号のいずれかに該当する見積書は、無効とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない者が提出した見積書
- (2) 見積書提出期間外に提出された見積書
- (3) 見積者の記名押印のない見積書又は押印された印影が明らかでない見積書
- (4) 見積金額その他記載事項を訂正した見積書
- (5) 記載すべき事項の記入のない見積書又は記入した事項が明らかでない見積書
- (6) 連合その他不正行為の存在が明白に認められる見積書
- (7) 同一の案件について他人の代理人を兼ね又は2人以上の代理をした者がした見積書
- (8) 同一の案件に対して2以上の意思表示をした見積書
- (9) 上記の外、見積条件等に違反した見積書

#### （契約の相手方の決定）

**第9条** 有効な見積書を提出した者（以下、「見積提出者」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で最も安価な見積書の提出を行った者を契約の相手方として決定するものとする。ただし、見積額が著しく低額であり、適正な履行が見込めないと判断するときは、この限りでない。

- 2 前項の規定にかかわらず、前項の決定から契約を締結するまでの間に、参加資格要件を満たさなくなったとき、又はオープンカウンター方式に関する要件に違反していることが判明したときは、決定を取り消すことができる。
- 3 契約の相手方を決定後、当該決定を取り消したときは、次順位者を契約の相手方として決定する。
- 4 契約の相手方となるべき同価格の見積りを行った者が2人以上あるときは、くじにより決定するものとする。くじ引きの日程等は、電話等で速やかに該当者に通知し、該当者が参加できない場合にあっては、その者に代わって当組合事務局職員のうち、当該契約事務の関係のない者にくじを引かせる。
- 5 見積り合わせの結果、契約の相手方の決定をしたときは、その者にのみ、正式の通知を送付する。

#### (結果の公表)

**第 10 条** 見積り合わせの結果については、契約の相手方の決定後に、次の各号に掲げる事項をホームページに掲載し公表する。

- (1) 案件名
- (2) 見積り合わせの日時
- (3) 見積り合わせの場所
- (4) 契約相手方名称（氏名）
- (5) 契約金額

#### (その他)

**第 11 条** この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この要領は、令和7年11月24日から実施する。